

## ○幸手市市内循環バス運行要綱

平成 23 年 2 月 16 日

告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この告示は、幸手市市内循環バス(以下「循環バス」という。)の運行に関し必要な事項を定め、市民の交通手段を確保し、公共施設等への利用促進及び日常生活の利便性の向上を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第 2 条 循環バスの運行に関する事業の実施主体は、幸手市とする。  
この場合において、市長は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項により国土交通大臣から一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者に、事業の一部を委託して行わせるものとする。

(運行方法)

第 3 条 前条の規定により市長から委託を受けた者は、当該事業に伴う専用車両を確保し、国土交通大臣から許可のあった運行路線を、別に定める運行表に基づいて運行するものとする。

(運賃)

第 4 条 循環バスの運賃は、法第 9 条第 3 項の規定により国土交通大臣に届け出た額とする。

2 前項の運賃は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通運賃 1 回乗車につき 100 円

(2) 1 日乗車券 200 円

3 次の各号のいずれかに該当するときは、運賃を徴収しないものとする。

(1) 小学校就学前の者が乗車したとき。

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が、その身体障害者手帳を乗務員に提示したとき。

(3) 各都道府県療育手帳制度により療育手帳の交付を受けている者が、その療育手帳を乗務員に提示したとき。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉

手帳の交付を受けている者が、その精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示したとき。

- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定により要介護認定を受けている者が、介護保険被保険者証を乗務員に提示したとき。
- (6) 介護保険法第19条第2項に規定により要支援認定を受けている者が、介護保険被保険者証を乗務員に提示したとき。
- (7) 第2号から前号までに該当する者の1人につき、同伴の介護者1人が乗車したとき。

(利用者の遵守事項)

第5条 循環バスの利用者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第52条及び第53条に規定する事項を遵守しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行する。